

自然葬推進法（案）

前文 全ての国民は、日本国憲法が保障する基本的人権の一つとして、自然葬を実施する権利を享有する。自己の身体が遺体となったとき、その遺体が自然葬により葬られる権利は、公共の福祉に反しない限り、死者の生前における自己決定権として最大限尊重されなければならない。また、遺された者の死者を自然葬により弔い見送る権利も、同様に保障される。ここに、自然葬のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、行政機関、地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人、自然葬に関し専門的知識を有する者等の連携の下、自然葬のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

第一条（目的）この法律は、自然葬についての基本理念を定め、並びに国、行政機関及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、国民や地域住民のための施策の基本となる事項を定めること等により、自然葬のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の権利利益の保護を図ることを目的とする。

第二条（定義）この法律において「自然葬」とは、墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年五月三十一日法律第四十八号）第2条5項で定める「墓地」という区域ではなく、海や山などに遺骨を還すことにより、自然の大きな循環の中に回帰していかうとする葬送の方法をいうところ、これまで日本で行われてきた火葬による遺骨を墓地内に納骨する墓石を用いた葬送とは異なり、自然環境の保全に配慮して、遺骨を直接自然へ還し墓標として人工物を用いない葬送をいう。 2 この法律において「自然葬のための施策」とは、国民が、自然葬を選択できるよう支援し、そのための手続きや環境を整えるための施策をいう。

第三条（基本理念）すべて国民は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい自然葬の自由を享有し、自然葬が円滑に実施できる処遇を保障される権利を有する。 2 自然葬は、国、行政機関、地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人、自然葬に関し専門的知識を有する者等の多様な主体が連携するとともに、自主的かつ積極的に取り組んで実施されなければならない。

第四条（国及び行政機関の責務）国及び行政機関は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、自然葬のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

第五条（地方公共団体の責務）地方公共団体は、基本理念にのっとり、自然葬のための施策等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第六条（法制上の措置等）国及び行政機関は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本的施策

第七条（具体的施策の整備等）国、行政機関及び地方公共団体は、国民や地域住民らが第二条で定める自然葬を選択できるよう支援し、選択した自然葬を実施する手続きや環境を整えるための具体的な施策を整備しなければならない。

第八条（自然環境との調和）国、行政機関及び地方公共団体は、自然環境の保全に資する自然葬について、これを保護し助成する。

第九条（国有地等の利用）国、行政機関及び地方公共団体は、国民や地域住民らが国有地又は公有地において自然葬を実施する権利を保障する。

第一〇条（自然葬の促進）国、行政機関及び地方公共団体は、経済的支援を必要とする者について、無償で自然葬が実施できるよう施策を講じる。

第三章 自然葬施策推進会議

第一一条（設置及び所掌事務）内閣府に、特別の機関として、自然葬施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 自然葬推進基本計画の案を作成すること。 二 前号に掲げるもののほか、自然葬のための施策に関する重要事項について審議するとともに、自然葬推進法の改正や関連法案の制定など、自然葬のための施策の実施を推進すること。

第一二条（組織）会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

第一三条（会長）会長は、内閣総理大臣をもって充てる。 2 会長は、会務を総理する。 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

第一四条（委員）委員は、次に掲げる者をもって充てる。 一 内閣総理大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者 二 自然葬のための施策に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者 2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

第一五条（委員の任期）前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

第一六条（資料提出の要求等）会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第一七条（政令への委任）この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第一条（施行期日）この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。